

改正後

別表第三（第二条、第五条、第八条及び第十一条関係）									
電動ファン付き呼吸用保護具の種類									
防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具									
全面形面体			半面形面体				フルード又はフェイスシールドを有するもの		
S級			A級		S級		A級又はB級		A級
PS三又はPL三			PS二又はPL二		PS三又はPL三		PS一又はPL一		PS三又はPL三
一、〇〇			九〇		一九		五〇		二〇

改正前

別表第三（第二条、第五条、第八条及び第十一条関係）									
電動ファン付き呼吸用保護具の種類									
全面形面体									
S級			A級又はB級		S級		A級		はB級
PS三又はPL三			PS一又はPL一		PS二又はPL二		PS二又はPL二		PS一又はPL一
一、〇〇			九〇		一九		五〇		一一

（傍線部分は改正部分）

										防 毒 機 能 を 有 す る 電 動 フ ァ ン 付 き 呼 吸 用 保 護 具							
										防 じ ん 機 能 を 有 し な い も の							
										防 じ ん 機 能 を 有 す る も の							
		半 面 形 面 体		全 面 形 面 体				全 面 形 面 体		半 面 形 面 体		フ ィ ド 又 は フ ェ イ ス シ ー ル ド を 有 す る も の		S 級 又 は A 級		S 級 又 は A 級	
P S 一 又 は	P L 二	P S 二 又 は	P L 三	P S 三 又 は	P L 一	P S 一 又 は	P L 二	P S 二 又 は	P L 三	P S 三 又 は	P L 一	P S 一 又 は	P L 二	P S 二 又 は			
一 四	三 三	五 〇		一 九		九 〇	〇 一、 〇 〇		二 五	五 〇	〇 一、 〇 〇	一 一		二 〇			

備考 S級、A級及びB級は、電動ファン付き呼吸用保護具の規格（平成二十六年厚生労働省告示第四百五十五号）第一条第四項の規定による区分（別表第五において同じ。）であること。PS一、PS二、PS三、PL一、PL二及びPL三は、同条第五項の規定による区分（別表第五において同じ。）であること。



ホースマスク	(略)	(略)	(略)
フード又はフェイスシールドを有するもの	(略)	(略)	(略)

別表第五（第二条、第五条、第八条及び第十一条関係）

呼吸用保護具の種類	防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であつて半面形体を有するもの	(略)	指定防護係数
防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であつてフェイスシールドを有するもの	防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であつてフェイスシールドを有するもの	(略)	(略)
PS三又はPL三			三〇〇
防毒機能を有す			

ホースマスク	(略)	(略)	(略)
フード形又はフェイスシールド形	(略)	(略)	(略)

別表第五（第二条関係、第五条、第八条及び第十一条関係）

呼吸用保護具の種類	半面形体を有する電動ファン付き呼吸用保護具	フード形の電動ファン付き呼吸用保護具	フェイスシールド形の電動ファン付き呼吸用保護具
(新設)	(略)	(略)	(略)
(新設)			
(新設)			

防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であって防じん機能を有しないもののうち	防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であって防じん機能を有しないもののうち、半面形面体を有するもの	有するもの イスシールドを ののうち、フェ 機能を有するも であって防じん 呼吸用保護具 電動ファン付 防毒機能を有す	ドを有するもの ののうち、フー 機能を有するも であって防じん 呼吸用保護具 電動ファン付 防毒機能を有す	る電動ファン付 き呼吸用保護具 であって防じん 機能を有するも ののうち、半面 形面体を有する もの
一、〇〇〇	三〇〇	三〇〇	一、〇〇〇	

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	

フードを有する エアラインマス ク	(略)	(略)	防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護 具であつて防じん機能を有しないものうち 、フェイスマスクを有するもの	三〇〇	、フードを有するもの
-------------------------	-----	-----	---	-----	------------

フード形のエア ラインマスク	(略)	(略)	(新設)	(新設)	
-------------------	-----	-----	------	------	--